

公立大学法人北九州市立大学奨学寄附金取扱規程

〔平成17年4月1日
北九大規程第58号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市立大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れ及び取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、当該寄附金の執行の適正化を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学寄附金 本学における奨学及び学術研究の推進を目的とする寄附金で、理事長が受入れを決定したものをいう。
- (2) 学部等 本学の学部（学群を含む）、大学院、地域戦略研究所、国際教育交流センター、図書館、基盤教育センター、入試広報センター、キャリアセンター、地域貢献室、評価室、アジア文化社会研究センター、地域共生教育センター、情報総合センター、環境技術研究所及び中華ビジネス研究センターをいう。
- (3) 寄附者 奨学寄附金を提供する者をいう。

(受入れの制限)

第3条 次に掲げる条件が付されている寄附金は、これを奨学寄附金として受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (4) 寄附の申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が教育研究上支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第4条 寄附金を提供しようとする者は、奨学寄附金寄附申込書（以下「申込書」という。）により、その者が奨学しようとする教育研究を行う学部等の長に提出するものとする。

2 学部等の長は、前項の申込書について、寄附を受けるべき教員の意見を聴いた上で、その内容が適当であると認めるとき、当該申込書を理事長に提出するものとする。この場合において必要があるときは、学部等の長は、当該学部等の教授会又は意思決定を行う委員会等に付議することができる。

(受入れの決定)

第5条 理事長は、前条の申込みについて、その内容が適当であると認めるときは、寄附金の受入れを決定するものとする。

- 2 理事長は、申込書に寄附を受けるべき教員が指定されている場合において、当該教員が寄附者の企業等において兼業を行っているとき、又は寄附者の企業等の株式を保有しているときは、あらかじめ本学の利益相反委員会へ諮問し、その答申を経て、受入れの決定をするものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対し、奨学寄附金受諾書により、寄附の申込みの受諾を通知するものとする。
- 4 理事長は、奨学寄附金の入金後、寄附者に対して奨学寄附金受納書を送付するものとする。

(寄附金の執行等)

第6条 奨学寄附金の執行及び奨学寄附金により取得した資産の取扱いについては、公立大学法人北九州市立大学会計規則（平成17年北九大規程第56号）及びその他関係規程等の定めるところによる。

(管理経費)

第7条 本学は、奨学寄附金を研究費（以下「奨学研究費」という。）として執行するに際し、管理経費（光熱水費及び一般事務経費等）を負担する。

- 2 前項の管理経費は、奨学研究費として寄附された金額の15%に相当する額とする。ただし、応募、申請、審査の手続を経て受ける研究助成金としての性格を有する奨学研究費については、当該研究費を提供する団体等の規程等に定める率とする。

(使途についての報告)

第8条 学部等の長は、奨学研究費の受払い及び使途について、事業年度終了後1ヶ月以内に、理事長に報告するものとする。

(教員個人が受けた奨学寄附金の取扱い)

第9条 本学の教員が奨学寄附金を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教員は、当該寄附金を改めて本学に寄附するものとする。

- (1) 当該寄附金が、当該教員の職務上の教育・研究を助成しようとするものであるとき
- (2) 当該寄附金を、本学の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするとき

(使途の変更)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学寄附金の使途の変更及び移し替えを行うことができる。

- (1) 寄附を受けるべき教員が指定されている奨学寄附金について、当該教員の転出等により、奨学寄附金を他の研究機関等に移し替える場合（事前に当該研究機関等の長の同意を得た場合に限る。）又は当該指定を変更する場合
- (2) 寄附目的が達成されたことにより、奨学寄附金の使途を変更する場合

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。